

Annals of the COI-SEC 2015

筑波大学 利益相反・輸出管理マネジメント室 平成27年度 年報

Office of Conflict of Interest and Security Export Control, University of Tsukuba

巻 頭 言

筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室（Office of Conflict of Interest and Security Export Control: COISEC）は、研究担当の副学長の下に平成 26 年 4 月に新設されました。当室は、利益相反と輸出管理に関して、企画・調査研究・情報提供等を所轄し、その適正な運用を推進することを目指しています。

大学の「第三の使命」が産学官連携や国際交流等を通じてより直接的に社会との関わりを持ち、社会貢献を果たしていくことであると言われ出してから、既に長い年月が経過しようとしています。その後社会との関係が密接になっていくことと裏腹に、大学では、かつてあまり意識されなかったリスクが現実のものとなりつつあります。

こうしたリスクを事前に察知して、それらを適切に管理し、回避することは、大学が、社会からの信頼を維持しながら、その本来の使命を果たしていく上で、欠くことのできない活動です。

当室が所管している利益相反マネジメントと輸出管理の業務は、まさにそのことを目標としています。

本誌は昨年度に引き続き、平成 27 年度の 1 年間の COISEC の活動をまとめたものです。本誌が COISEC の活動の理解への一助となり、学内・学外の多くの方々による本室の一層の活用が進むことを期待しています。

平成 28 年 6 月
利益相反・輸出管理マネジメント室長
人文社会系教授
岡上 雅美

目 次

I. COISEC の概要.....	1
1. 組織.....	1
(1) 職員等.....	1
(2) 組織図.....	1
(3) 場所.....	1
2. 広報・普及活動.....	2
(1) e-learning の作成・公開.....	2
(2) COISEC 年報の作成と配布.....	2
(3) COISEC ホームページの更新.....	2
3. COISEC 関連学内業務.....	3
(1) 兼業審査委員会委員.....	3
(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」への対応に関するタスクフォース構成員.....	3
4. COISEC 関連学外業務.....	4
(1) 政府関係.....	4
(2) 大学・独立行政法人等公的研究機関関係.....	4
(3) 学協会関係.....	4
II. 利益相反マネジメント.....	5
1. 筑波大学における利益相反マネジメントの概要.....	5
(1) 個人としての利益相反マネジメント.....	5
(2) 全学的な利益相反マネジメント・システムの枠組み.....	5
2. 組織としての利益相反ポリシーの制定と個人としての利益相反ポリシーの改正等..	7
(1) 組織としての利益相反ポリシー制定の概要.....	7
(2) 個人としての利益相反ポリシーの改正.....	9
(3) 利益相反規則等の改正.....	9
3. 利益相反問題の相談対応.....	11
4. 利益相反委員会の開催.....	13
(1) 利益相反委員会委員.....	13
(2) 第 14 回利益相反委員会議事次第.....	14
5. 利益相反アドバイザーボードの開催.....	16
(1) 利益相反アドバイザーボード委員.....	16
(2) 第 11 回利益相反アドバイザーボード議事次第.....	16
6. 広報・普及活動.....	19
(1) 解説書『筑波大学における利益相反事例の取扱い 改訂第四版』の作成・配布	

.....	19
(2) リーフレット「筑波大学における利益相反マネジメント」の修正版作成	19
(3) 組織としての利益相反ポリシーに関する説明会	19
(4) ホームページによる情報提供の実施	19
III. 安全保障輸出管理	20
1. 安全保障輸出管理体制の概要	20
2. 広報・普及活動	21
(1) 解説書『安全保障輸出管理ガイドブック』の作成・配布	21
(2) 安全保障輸出管理説明会等の開催	21
(3) 教員会議等における新しい安全保障輸出管理体制の説明	23
(4) 説明会資料	26
(5) ホームページによる情報提供の実施	30
3. 調査	32
4. 規則等の改正	33
(1) 趣旨	33
(2) 改正及び廃止を行う規則等	33
(3) 主たる改正点	33
IV. 研究・教育活動	34
1. 主要な研究活動	34
(1) 大学の利益相反マネジメント運用基準策定及び教職員研修の資料作成に関する 調査研究（科学研究費補助金基盤研究（C）（一般）（H27～H29）／新谷准教授ほか）	34
(2) 独立行政法人研究所等における利益相反マネジメントの現状に関する実証的研 究（新谷准教授ほか）	34
(3) 著作権の保護期間はどうか—TPP 交渉を契機に考える—（新谷准教授 ほか）	35
(4) 産学連携学会「テキスト産学連携学入門」改訂版作成協力（新谷准教授）	35
2. 教育活動	36
(1) 学内	36
(2) 学外	36
3. 論文・著作等	37
(1) 査読付き論文等	37
(2) 著作	37
4. 発表・講演等	38
(1) 招待講演等	38
(2) 学会発表	38

I. COISEC の概要

1. 組織

(1) 職員等

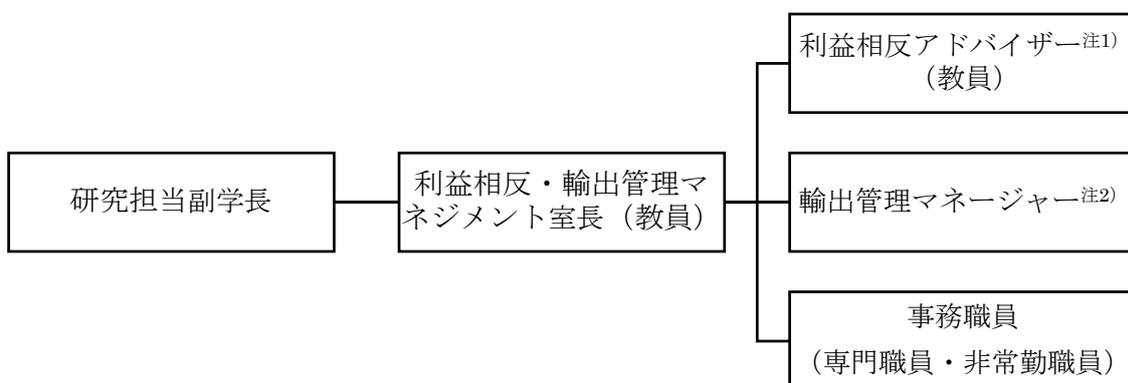
(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

室長 (教授兼任)、准教授 (専任)、専門職員 (常勤)、係員 (非常勤)

職名等	氏名
室長・人文社会系教授	岡上 雅美
准教授・利益相反アドバイザー	新谷 由紀子
輸出管理マネージャー	駒形 和行
専門職員	佐藤 俊彦
係員	宇留野安紀子

(2) 組織図

(平成 28 年 3 月 31 日現在)



注 1) 利益相反アドバイザー：利益相反に関する企画、調査研究、アドバイス等の支援、普及等の業務に従事。

注 2) 輸出管理マネージャー：輸出管理に関する企画、運営、支援、普及等の業務に従事。

(3) 場所

事務室：産学リエゾン共同研究センター棟 2 階 201 号室

2. 広報・普及活動

(1) e-learning の作成・公開

利益相反に関する e-learning「筑波大学における利益相反マネジメント（Ⅰ解説編 +Ⅱクイズ編）」を作成し、利益相反・輸出管理マネジメント室のホームページ上で平成 27 年 12 月に公開した。また、安全保障輸出管理に関する e-learning「筑波大学における輸出管理のしくみ（Ⅰ解説編 +Ⅱクイズ編）」も同ホームページに平成 28 年 3 月に公開した。

(掲載先 URL) <http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/e-learning/>

なお、利益相反については、同様の e-learning を平成 28 年 3 月に学内システムの manaba に掲載した。

(2) COISEC 年報の作成と配布

平成 27 年 8 月に平成 26 年度版 COISEC 年報を 300 部作成し、学内教職員や関連機関に配布した。

(3) COISEC ホームページの更新

更新を頻繁に行い、最新情報を発信した。なお、(独) 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得』(2015) に COISEC のホームページが紹介されている。



3. COISEC 関連学内業務

(1) 兼業審査委員会委員

研究成果活用企業の役員等の兼業の審査及び兼業に関する必要事項の審議を行う。

- ・岡上室長（平成 26 年 7 月～）

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」への対応に関するタスクフォース構成員

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に沿った適切な仕組みを整えるための検討を行う。

- ・岡上教授（平成 26 年 9 月～）
- ・新谷准教授（平成 26 年 9 月～）

4. COISEC 関連学外業務

(1) 政府関係

ア. 文部科学省科学技術・学術審議会専門委員 大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会委員

大学自身が、産学官連携を推進する上で生じ得るリスク要因のマネジメントを研究経営上の重要な課題として捉え、適切に対応するための方策等について検討を行う。

・新谷准教授（平成 27 年 4 月～）

(2) 大学・独立行政法人等公的研究機関関係

ア. 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 利益相反マネジメント委員会委員

機構の利益相反マネジメントガイドラインの制定及び改廃、利益相反による弊害を抑えるための施策の検討・策定、利益相反に関して個々のケースが許容できるかどうかの調査審議及び勧告、利益相反に関する社会への情報公開・開示等の審議。

・新谷准教授（平成 21 年 7 月～）

(3) 学協会関係

ア. リスクマネジメント研究会幹事

産学連携学会会員で組織された研究会。産学官連携に伴うリスクに組織的に対応する方策を研究する。

・新谷准教授（平成 25 年 4 月～）

なお、平成 27 年度は次の研究会を開催した。

(ア) 第 13 回リスクマネジメント研究会

・日時：平成 27 年 11 月 24 日（火）13：30～17：00

・場所：コラボ産学官プラザ in TOKYO 5 階セミナー室（参加者：10 名）

・内容：大学における輸出管理の実際（話題提供者：財団法人安全保障貿易情報センター 田中信夫）

(イ) 第 14 回リスクマネジメント研究会

・日時：平成 28 年 3 月 22 日（火）13：30～17：00

・場所：コラボ産学官プラザ in TOKYO 5 階セミナー室（参加者：9 名）

・内容：大学における職務発明制度の問題点（話題提供者：弁護士・弁理士 高橋淳）

Ⅱ. 利益相反マネジメント

1. 筑波大学における利益相反マネジメントの概要

利益相反マネジメントは何のために行われるのか。大学に焦点を絞った場合、そこで行われる研究の客観性の維持が第一の目的となる。同時に、弱い立場にある学生を保護することも重要な目的である。研究が臨床研究などヒトを対象とした研究である場合は、患者など被験者の保護が大切であることはいうまでもない。

利益相反マネジメントは、これらの目的の達成を通じて、究極のところ、大学に対する社会からの信頼の確保を目指して行われる。信頼が壊れれば、国や地域社会からの支援もおぼつかない。また、本来の活動である研究・教育活動を発展させることもできない。利益相反マネジメントは、大学の生命線を維持するための根幹となる活動である。

(1) 個人としての利益相反マネジメント

筑波大学では平成 16 年 12 月に利益相反ポリシーを制定し、主として個人としての利益相反に関するマネジメントを行ってきた。個人としての利益相反に関するマネジメント・システムの基本的考え方は、第一に、個人的利益に関連して透明性を確保することであり、第二に、問題の生じる可能性のあることについて事前に予防措置を取り得る体制を整備することである。そして、第三に、そこで適用される単純で明快なルールをあらかじめ決めておくことである。

(2) 全学的な利益相反マネジメント・システムの枠組み

筑波大学の利益相反マネジメントは、①個人的利益に関する透明性の確保、②意思決定に関する公正の確保、③職務の責任に応じた取扱い、という基本的なルールに基づいて実施している。①の個人的利益に関する透明性の確保のために、図Ⅱ-1 のように毎年の個人的利益の自己申告を義務付けている。

利益相反マネジメント・システムのポイント

(1) 職員等は特定の金銭的利益を定期的に報告する義務がある(毎年5月末日までに前年度の1年間に受けた利益を報告。)
 (2) 利益相反アドバイザーは、利益相反に関する職員等の相談を受けるとともに、必要に応じ報告のあった案件を調査し、利益相反委員会に報告して審議を求められることができる
 (3) 職員等は勧告に不服のあるときは学長に異議申立てをすることができる

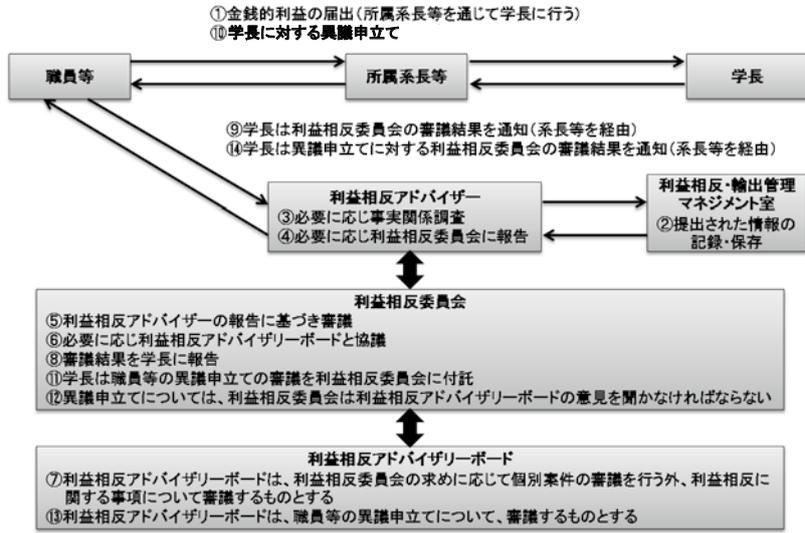


図 II-1 筑波大学の産学連携における利益相反マネジメントの概要

2. 組織としての利益相反ポリシーの制定と個人としての利益相反ポリシーの改正等

平成 27 年度においては、新たに組織としての利益相反ポリシー及び実施要項を制定し、それに伴い個人としての利益相反ポリシーを改正するとともに、それらを反映した利益相反規則及び利益相反・輸出管理マネジメント室規程の改正を行った。以下は、その概要である。

(1) 組織としての利益相反ポリシー制定の概要

ア. 制定の背景と経緯

組織としての利益相反ポリシー制定の背景としては、大学が組織として産学官連携活動に参加する事態が発生してきているということがある。例えば、大学自身が特許権等や株式を保有したり、大学が企業等から多額の寄附金を受けたりすることが起こる一方で、大学がそうした企業等と受託研究等を実施すると、大学自身に組織としての利益相反が生じることになる。さらに、平成 26 年度からは、国立大学法人が特定研究成果活用支援事業に出資することが可能となったこと、などがある。

筑波大学における組織としての利益相反ポリシーについては平成 26 年度の利益相反委員会及び利益相反アドバイザーボードにおいて予告的に提案をしていた。一方で、文部科学省では、組織としての利益相反問題等について、平成 27 年 4 月に科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に「大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会」を設置して審議を開始し、平成 27 年 7 月に報告書「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」を発表した。これを受けて、利益相反・輸出管理マネジメント室から、全学に本報告書を周知するとともに、「国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー（案）」及び「国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー実施要項（案）」に対する意見募集を行った（7 月 14 日～8 月 3 日）。その後、平成 27 年度の利益相反委員会（9 月 25 日）及び利益相反アドバイザーボード（10 月 19 日）において、同ポリシー及び同実施要項の制定並びに関連する「国立大学法人筑波大学利益相反規則」及び「国立大学法人筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室規程」の改正について審議され、了承された。

これを受けて、組織としての利益相反マネジメントに直接関係する産学連携部、財務部、附属病院等で、平成 27 年 10 月～平成 28 年 1 月にかけて説明会等を開催した。

平成 28 年 2 月 18 日付けでポリシー等が制定され、関連規則等も改正された。施行日は平成 28 年 4 月 1 日となった。

イ. マネジメントの概要

組織としての利益相反マネジメントの概要は以下のとおり。なお、組織としての利益相反の特徴は、事前の予防措置と外見の重視という面では個人としての利益相反と同様であるが、実害をもたらした場合の影響は大きいので対応は厳格にするのが通常である。

組織としての利益相反には、利益相反の状況について、以下の二つの態様がある。

(ア) 大学自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合

(イ) 大学の意思決定権者が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合

大学がこれら関連企業と物品の購入等の契約を締結しようとする場合に、具体的に組織としての利益相反が生じる。

組織としての利益相反への具体的な対応策は次のとおりである。

(上記 (ア) の場合)

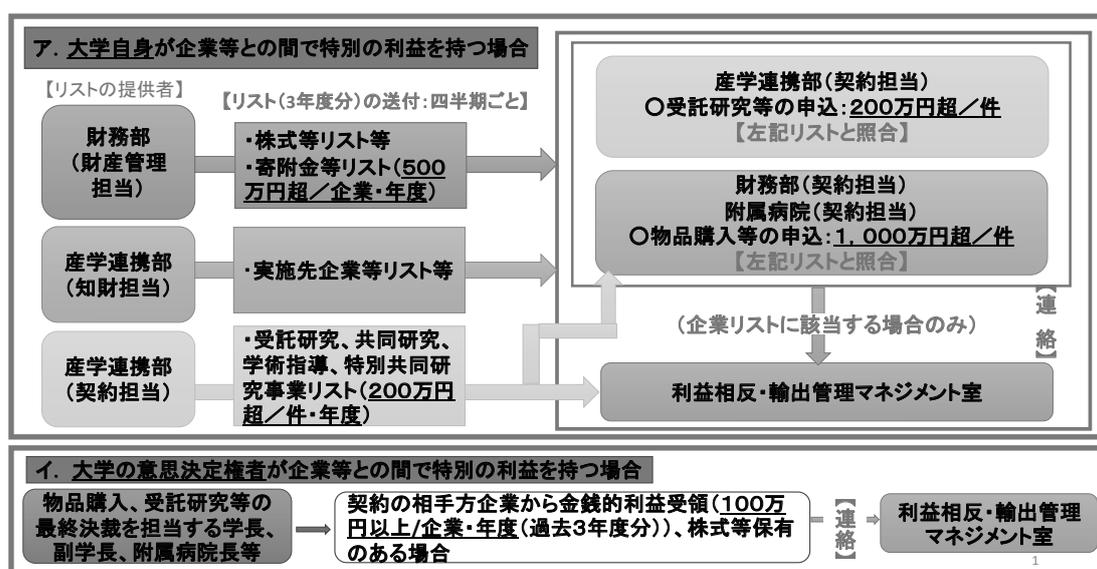
大学が知的財産権等を保有している相手先企業から物品購入や共同研究等の契約を締結しようとする場合で実施要項で定められた基準に該当するときは、契約担当者は、利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡する。大学に寄附をした企業や共同研究等を実施している企業と物品購入等の契約を締結しようとする場合も同様。

(上記 (イ) の場合)

大学の契約に関する意思決定権者が意思決定に関連して自ら相手先企業との間で特別の利益を保有している場合で実施要項で定められた基準に該当するときは、利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡する。

上記の連絡を受けた利益相反アドバイザーは、必要に応じ利益相反委員会又は利益相反アドバイザーボードと協議し、対応を判断する。

筑波大学における組織としての利益相反マネジメント・システムの詳細は図Ⅱ-2 のとおりである。



図Ⅱ-2 筑波大学における組織としての利益相反マネジメント・システムの概要

(2) 個人としての利益相反ポリシーの改正

組織としての利益相反ポリシーの制定に合わせて、これまで個人としての利益相反マネジメントについて規定をしていた「筑波大学における利益相反ポリシー」を「国立大学法人筑波大学における個人としての利益相反ポリシー」に修正し、所要の改正を行った。平成 28 年 2 月 18 日付けで改正が行われ、施行日は平成 28 年 4 月 1 日となった。改正の概要は以下のとおりである。

ア. 教育面における配慮の重要性

これまで利益相反マネジメントは、研究の客観性を中心にマネジメントを行ってきたが、産学連携活動において学生等の自由な活動を妨げることはないよう配慮すべきことを追加した。

イ. 研究計画の利益相反に関する審査

ヒトを対象とする研究をはじめ研究計画の利益相反に関する審査については、それぞれの専門とする研究分野に関連して審査する必要があるため、これらの審査は、各系又は附属病院に置かれる利益相反委員会又は研究倫理審査委員会において行うこととする、ということ明記した。こうした取扱いはこれまでに既に通知等により実施されてきており、それを追認する規定である。これにより、本学の利益相反マネジメントが、個人的利益の定期的な申告制度と、各系等で行われる、随時の研究計画の審査制度との二つの制度で行われていることがポリシーによっても知られることになり、透明性を増し、社会的説明責任を果たすことにつながった。

(3) 利益相反規則等の改正

近年新たにその必要性が高まりつつある組織としての利益相反に関する取組に対応するとともに、利益相反への取組の基本方針を明確化し、また、これまで事実上行われてきた研究計画の利益相反に関する審査について明文化し、併せて、本学の利益相反マネジメント・システムの全貌を規則上明らかにするための規定の整備を行った。

ア. 利益相反規則改正の概要

(ア) 利益相反への取組に関する基本方針

利益相反マネジメントは研究者の活動を制約することが目的ではなく、研究者自身の名誉と本学に対する社会的信頼を維持・確保することによって、かえって産学官連携活動の積極的な推進に資するものであることについての学内外の理解の促進を図るため、規則で新たに利益相反マネジメントの基本方針に関する規定を設けた。

(イ) 業務の実施体制

本学の利益相反マネジメント・システムの仕組みの特色を規則上でも明文化するため、利益相反委員会、利益相反アドバイザーボード及び利益相反アドバイザーの設置に関する規定を新設するとともに、これらの機関の基本的な機能及び特色を規定した。

(ウ) 研究計画の利益相反に関する審査

ヒトを対象とする研究その他研究計画の利益相反に関する審査については、これまでも専門の研究分野に関連して審査するため、各系又は附属病院に置かれる利益相反委員会又は研究倫理審査委員会において行われてきたが、これを追認する規定を設けた。

(エ) 組織としての利益相反に関する規定

近年国立大学法人が株式や特許権等を保有することができるようになったことに伴い、組織としての利益相反に取り組む必要性が高まりつつあるため、組織としての利益相反の定義やその対応に関する規定を設けた。

(オ) その他所要の規定整備

情報公開、文書保存の規定を新設したほか、所要の規定を整備した。

(カ) 平成 28 年 4 月 1 日から施行。

イ. 利益相反・輸出管理マネジメント室規程改正の概要

(ア) 利益相反・輸出管理マネジメント室の業務

旧規程では、当該マネジメント室の業務を第一に、「利益相反等に関する基本的な方針の企画及び立案に関する業務」としていたが、輸出管理を省略して「利益相反等」としたことについては合理的な理由を見出し難く、また、業務についても「基本的な方針の企画及び立案」と規定したのでは、マネジメント室の業務の一部しか反映していないため、第 1 号を「利益相反及び輸出管理に関する企画、調査研究、運営、普及その他の業務」に改めた。

(イ) 利益相反アドバイザー、利益相反委員会、利益相反アドバイザリーボードの設置規定

利益相反アドバイザー、利益相反委員会、利益相反アドバイザリーボードの設置については規則に規定したため、削除した。

(ウ) 利益相反アドバイザリーボード委員の任期

利益相反アドバイザリーボードの開催は原則として年 1 回としており、かつ、構成員はすべて外部有識者であることを考慮して、これまでの任期 2 年を改め 3 年とした。

(エ) 特定の事項を担当する者

利益相反・輸出管理マネジメント室に「特定の事項を担当する者を置くことが出来る」と定められていたが、旧規定では「輸出管理の有識者のうちから」に限定しており、これについて合理的な理由を見出し難いため、当該部分を削除した。

(オ) その他所要の規定整備

その他所要の規定整備を行った。

(カ) 平成 28 年 4 月 1 日から施行。

3. 利益相反問題の相談対応

平成 27 年度は、教員による学生発ベンチャーの株式取得に関する相談や、特許に関する論文投稿時の利益相反に関する記載についての相談など、学内の問い合わせ 41 件に、また、クロスアポイントメント制度に関する利益相反問題の相談など学外からの問い合わせ 4 件、計 45 件の相談に対応した。

図 II-3 は過去の利益相反に関する相談件数の推移であり、近年増加傾向にある。

図 II-4 は相談のあった 45 件の部署等別の件数である。

図 II-5 は相談の内容別に分けて示したものである。1 件の相談につき複数の内容を含む場合もあるため、49 に分類されている。

定期的な自己申告書によるマネジメントとともに、日常的な相談に事前に対応することにより、問題が大きくなることを事前に防止する効果を期待することができる。

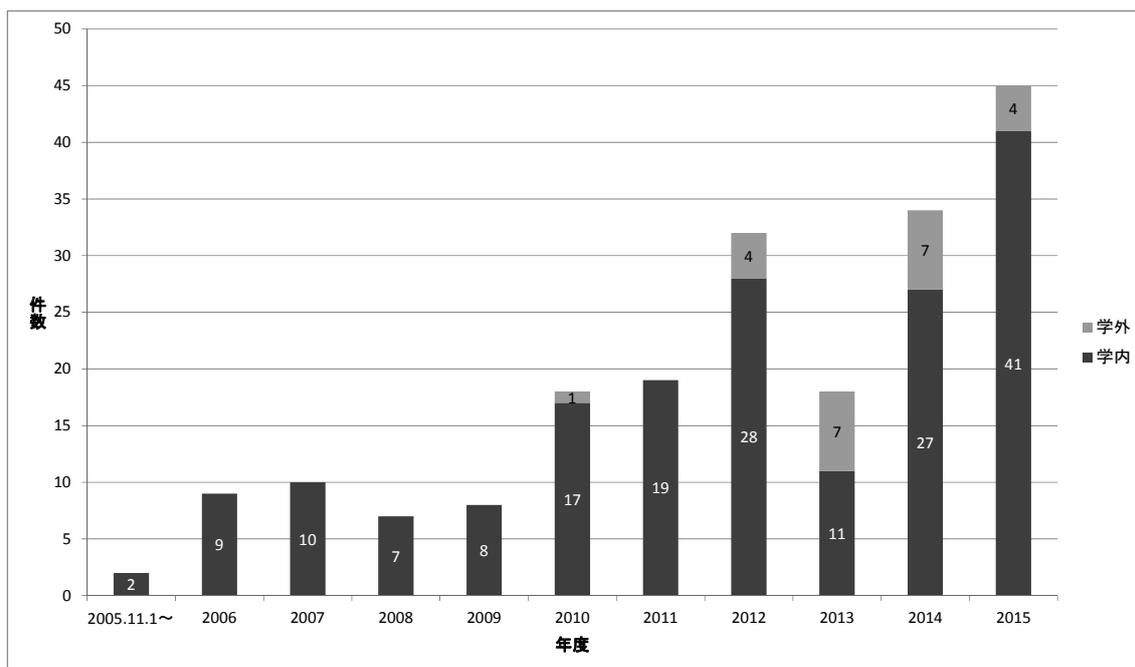


図 II-3 筑波大学における利益相反の相談件数の推移

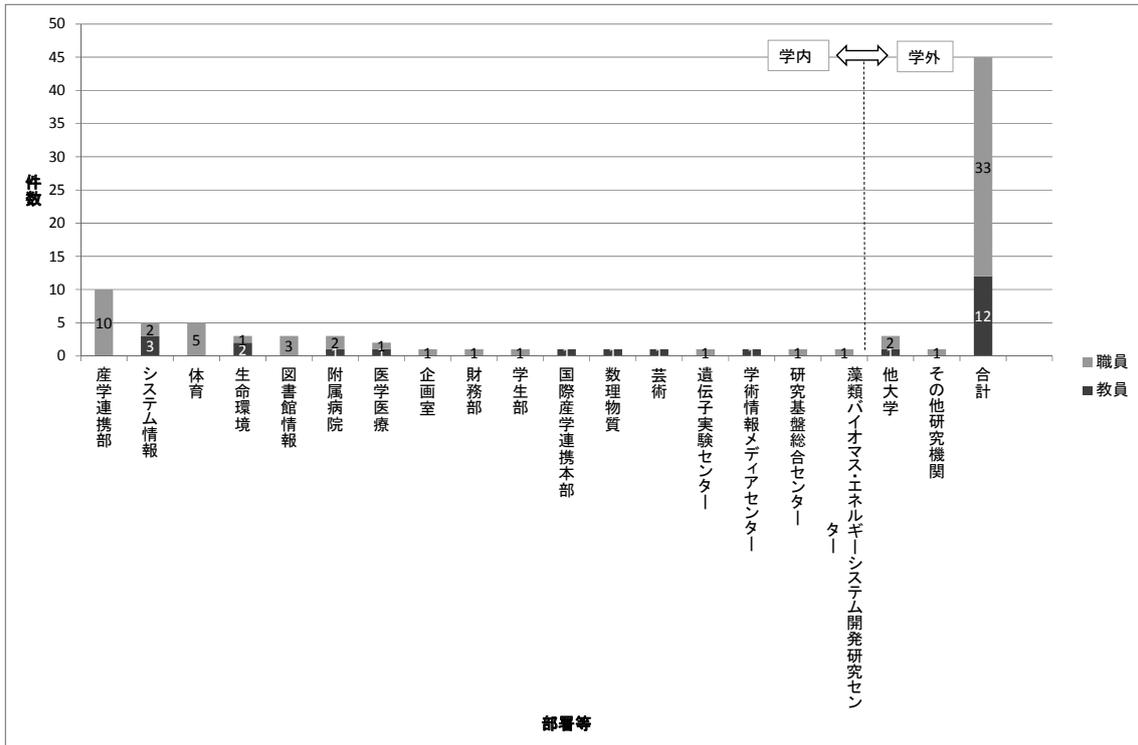


図 II-4 相談のあった部署等の内訳

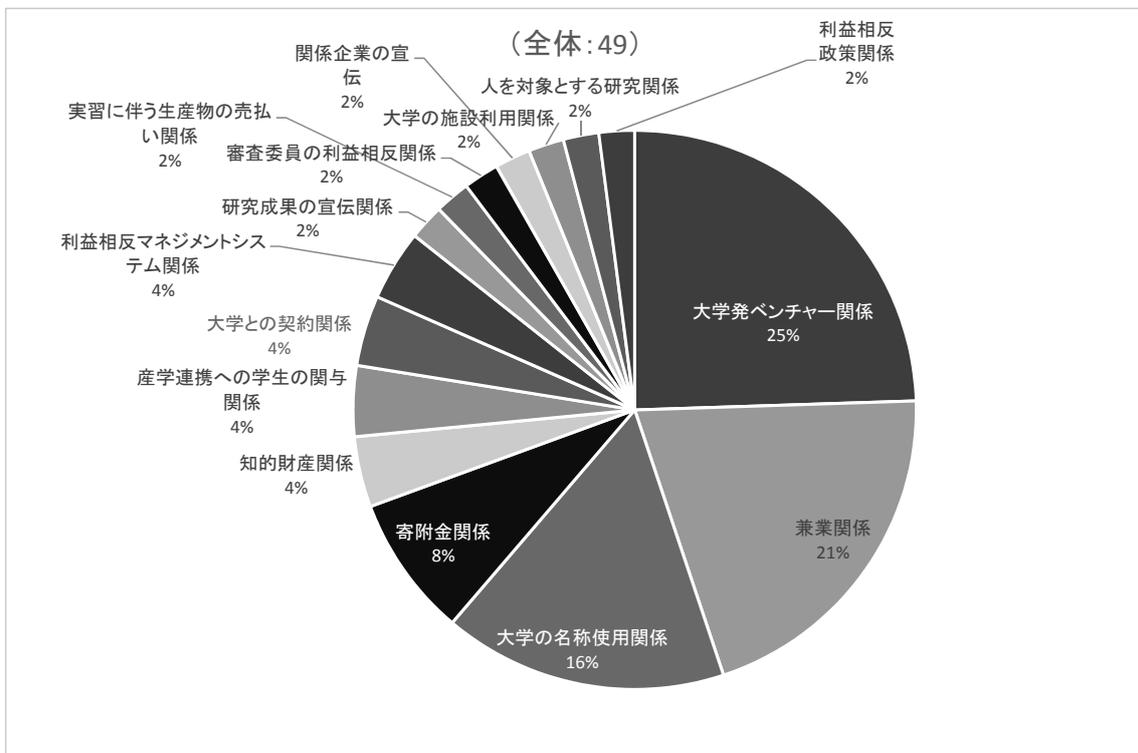


図 II-5 相談内容の内訳

4. 利益相反委員会の開催

利益相反委員会は次に掲げる事項を審議する。

- ①利益相反に関する基本方針（利益相反の定義、対象者、マネジメント・システム等）
- ②利益相反に関する規則等の制定又は改廃
- ③利益相反に対する対応策（利益相反に該当しないが、法人以外の者から利益相反と認識され、又は認識されるおそれがある状況に係る対応策を含む。）
- ④利益相反に関する学内啓発活動
- ⑤その他利益相反に関し必要と認められる事項

第14回利益相反委員会が平成27年9月25日（金）に開催され、平成26年度の筑波大学における産学連携活動に係る個人的な利益の報告に関して審議が行われた。これについては直ちに学長による勧告を行わなければならない事例はなかった。また、前回委員会開催以降にあった利益相反に関する相談内容と回答について審議が行われた。さらに、組織としての利益相反ポリシー及び組織としての利益相反ポリシー実施要項の制定並びに個人としての利益相反ポリシー、利益相反規則及び利益相反・輸出管理マネジメント室規程の一部改正について審議され、了承された。

（1）利益相反委員会委員

所属	職名	氏名
本部	研究担当副学長	三明康郎 ◎
本部	人事担当副学長	稲垣敏之 ○
利益相反・輸出管理マネジメント室	室長・教授	岡上雅美
人文社会系	教授	村上正子
ビジネスサイエンス系	教授	平嶋竜太
数理物質系	教授	巨瀬勝美
システム情報系	教授	伊藤 誠
生命環境系	教授	青柳秀紀
人間系	教授	相川 充
体育系	准教授	足立和隆
芸術系	教授	山中敏正
医学医療系	教授	檜澤伸之
図書館情報メディア系	教授	松本 紳
附属病院（医学医療系）	教授	千葉 滋
国際産学連携本部	本部審議役	内田史彦
総務部	部長	岩切健一郎

研究推進部	部長	西山和徳
産学連携部	部長	末広峰政
病院総務部	部長	保科豊次
利益相反・輸出管理マネジメント室	利益相反アドバイザー・准教授	新谷由紀子

※平成 28 年 3 月 31 日現在。◎は委員長、○は副委員長

(2) 第 14 回利益相反委員会議事次第

ア. 日 時：平成 27 年 9 月 25 日（金）10：30～12：00

イ. 場 所：産学リエゾン共同研究センター106 号室

ウ. 出席者：三明康郎委員長、稲垣敏之副委員長、岡上雅美、巨瀬勝美、伊藤誠、青柳秀紀、相川充、足立和隆、松本紳、内田史彦、岩切健一郎、西山和徳、保科豊次、新谷由紀子の各委員
（事務局）佐藤俊彦、宇留野安紀子

エ. 議 題

(ア) 平成 26 年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について

(イ) 利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について

(ウ) 平成 26 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況の公表について

(エ) 組織としての利益相反ポリシー制定等について

(オ) その他

オ. 配付資料

(ア) 産学官連携活動に係る個人的な利益の内容申告一覧（整理版）

・・・・・・・・ 資料 1（回収資料）

(イ) 平成 26 年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について

（取りまとめ）（案）・・・・・・・・ 資料 2（回収資料）

(ウ) 利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について・・・・・・・・ 資料 3

(エ) 平成 26 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況

について（公表案）・・・・・・・・ 資料 4

(オ) 組織としての利益相反ポリシーの概要・・・・・・・・ 資料 5-1

(カ) 国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー（案）

（見え消し修正）・・・・・・・・ 資料 5-2

(キ) 国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー（案）・ 資料 5-3

(ク) 組織としての利益相反ポリシー実施要項の概要・・・・・・・・ 資料 6-1

(ケ) 国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー

実施要項（案）（見え消し修正）・・・・・・・・ 資料 6-2

(コ) 国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー

実施要項（案）・・・・・・・・ 資料 6-3

- (サ) 国立大学法人筑波大学における個人としての利益相反ポリシー（案）
（見え消し修正）・・・・・・・・ 資料 7-1
 - (シ) 国立大学法人筑波大学における個人としての利益相反ポリシー（案）・ 資料 7-2
 - (ス) 利益相反規則改正案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 8-1
 - (セ) 国立大学法人筑波大学利益相反規則（案）（見え消し修正）・・・・・・・・ 資料 8-2
 - (ソ) 国立大学法人筑波大学利益相反規則（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 8-3
 - (タ) 国立大学法人筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室規程（案）
（見え消し修正）・・・・・・・・ 資料 9-1
 - (チ) 国立大学法人筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室規程（案）・ 資料 9-2
 - (ツ) 報告義務の対象となる特定の金銭的利益及び利益相反委員会
の構成について（廃止）・・・・・・・・ 資料 10
 - (テ) 利益相反委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 参考資料 1
 - (ト) 第 13 回利益相反委員会議事要旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 参考資料 2
 - (ナ) 利益相反アドバイザリーボード委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 参考資料 3
 - (ニ) 筑波大学における利益相反事例の取扱い第 3 版・・・・・・・・ 参考資料 4
 - (ヌ) 利益相反事例とその対応に関する Q&A 増補改訂第 2 版・ 参考資料 5
 - (ネ) 平成 26 年度筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室年報・・・・ 参考資料 6
(席上配付資料)
- 【平成 27 年 7 月 3 日文部科学省科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会資料】
- (ア) 大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する
検討の方向性について（概要）
 - (イ) 大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する
検討の方向性について（本文）
 - (ウ) 大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する
検討の方向性について（参考資料）

5. 利益相反アドバイザーボードの開催

第 11 回利益相反アドバイザーボードが平成 27 年 10 月 19 日（月）に開催され、利益相反委員会と同様の議題が審議された。

（1）利益相反アドバイザーボード委員

所属	職名	氏名
国立研究開発法人産業技術総合研究所	特別顧問	小玉喜三郎◎
AE 海老名・綾瀬法律事務所	弁護士	中道 徹
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	理事	野村昌治
常陽銀行	地域協創部顧問	藤沼良夫
光田特許事務所	弁理士	光田 敦
株式会社つくば研究支援センター	代表取締役社長	矢口喜一郎
国立研究開発法人物質・材料研究機構	理事	吉田 靖

※平成 28 年 3 月 31 日現在。◎は議長

（2）第 11 回利益相反アドバイザーボード議事次第

ア. 日 時：平成 27 年 10 月 19 日（月）14：00～16：00

イ. 場 所：産学リエゾン共同研究センター106 号室

ウ. 出席者：小玉喜三郎（議長）、中道徹、野村昌治、藤沼良夫、光田敦、矢口喜一郎、吉田靖の各委員

（大学側） 三明康郎副学長、岡上雅美室長、新谷由紀子利益相反アドバイザー
（事務局） 佐藤俊彦、宇留野安紀子

エ. 議題

（ア）議長の選出

（イ）前回議事要旨の確認について

（ウ）平成 26 年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について

（エ）利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について

（オ）平成 26 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況の公表について

（カ）組織としての利益相反ポリシー制定等について

（キ）その他

オ. 配付資料

（ア）第 10 回筑波大学利益相反アドバイザーボード議事要旨（案）・・・・・・ 資料 1

（イ）産学官連携活動に係る個人的な利益の内容申告一覧（整理版）

・・・・・・ 資料 2（回収資料）

（ウ）平成 26 年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について

- (取) (取りまとめ) 資料 3 (回収資料)
- (エ) 利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について 資料 4
- (オ) 平成 26 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況について 資料 5
- (カ) 組織としての利益相反ポリシーの概要 資料 6 - 1
- (キ) 国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー (案)
 - (見え消し修正) 資料 6 - 2
- (ク) 国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー (案) 資料 6 - 3
- (ケ) 組織としての利益相反ポリシー実施要項の概要 資料 7 - 1
- (コ) 国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー
 - 実施要項 (案) (見え消し修正) 資料 7 - 2
- (サ) 国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー
 - 実施要項 (案) 資料 7 - 3
- (シ) 国立大学法人筑波大学における個人としての利益相反ポリシー (案)
 - (見え消し修正) 資料 8 - 1
- (ス) 国立大学法人筑波大学における個人としての利益相反ポリシー (案) 資料 8 - 2
- (セ) 利益相反規則改正案の概要 資料 9 - 1
- (ソ) 国立大学法人筑波大学利益相反規則 (案) (見え消し修正) 資料 9 - 2
- (タ) 国立大学法人筑波大学利益相反規則 (案) 資料 9 - 3
- (チ) 国立大学法人筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室規程 (案)
 - (見え消し修正) 資料 10 - 1
- (ツ) 国立大学法人筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室規程 (案)
 - 資料 10 - 2
- (テ) 報告義務の対象となる特定の金銭的利益及び利益相反委員会の構成について (廃止) 資料 11
- (ト) 利益相反アドバイザーリーボード委員名簿 参考資料 1
- (ナ) 利益相反委員会委員名簿 参考資料 2
- (ニ) 筑波大学における利益相反事例の取扱い第 3 版 参考資料 3
- (ヌ) 利益相反事例とその対応に関する Q&A 増補改訂第 2 版 参考資料 4
- (ネ) 平成 26 年度筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室年報 参考資料 5 (席上配付資料)

【平成 27 年 7 月 3 日文部科学省科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会資料】

- (ア) 大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について (概要)
- (イ) 大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について (本文)

(ウ) 大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する
検討の方向性について (参考資料)

6. 広報・普及活動

(1) 解説書『筑波大学における利益相反事例の取扱い 改訂第四版』の作成・配布

筑波大学における利益相反マネジメントについてわかりやすく解説した『筑波大学における利益相反事例の取扱い』について、組織としての利益相反マネジメントに関する説明を追加したほか、所要の改正を行い、平成 28 年 3 月に第四版を発行した。3,000 部作成し、学内教員全員と学外関係者に配布したほか、ホームページに掲載した。

また、本解説書は非常に参考になるとの評価を受け、平成 28 年 3 月 30 日に東京医科歯科大学で開催された文部科学省事業『産学官連携リスクマネジメントモデル事業』シンポジウム（主催：文部科学省、運営：東京医科歯科大学）において参加者に配付された。

(2) リーフレット「筑波大学における利益相反マネジメント」の修正版作成

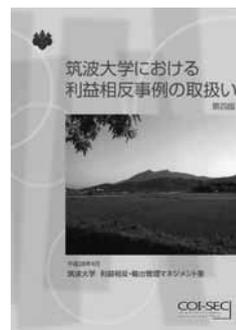
平成 28 年 4 月 1 日から筑波大学の組織としての利益相反ポリシーが施行され、個人としての利益相反ポリシーや関係規則等の改正を行ったことに伴い、当該変更点等のポイントを解説したリーフレット「筑波大学における利益相反マネジメント」を作成し、平成 28 年 3 月に発行した。3,000 部作成し、学内教職員等に配布したほか、ホームページに掲載した。

(3) 組織としての利益相反ポリシーに関する説明会

- ・日時：平成 27 年 10 月 14 日（水）14：00～15：00
- ・場所：高細精医療イノベーション棟 206 室セミナー室（参加者：約 20 名）
- ・演題：筑波大学における組織としての利益相反ポリシーについて
- ・対象：国際産学連携本部職員
- ・内容：平成 27 年度中の制定を目指して整備を図ってきた筑波大学における組織としての利益相反ポリシーに関して、新谷准教授が趣旨や内容、実務等についての説明を行った。

(4) ホームページによる情報提供の実施

「利益相反・輸出管理マネジメント室」のホームページの「利益相反マネジメント」のメンテナンスを行い、最新の情報を提供した。



Ⅲ. 安全保障輸出管理

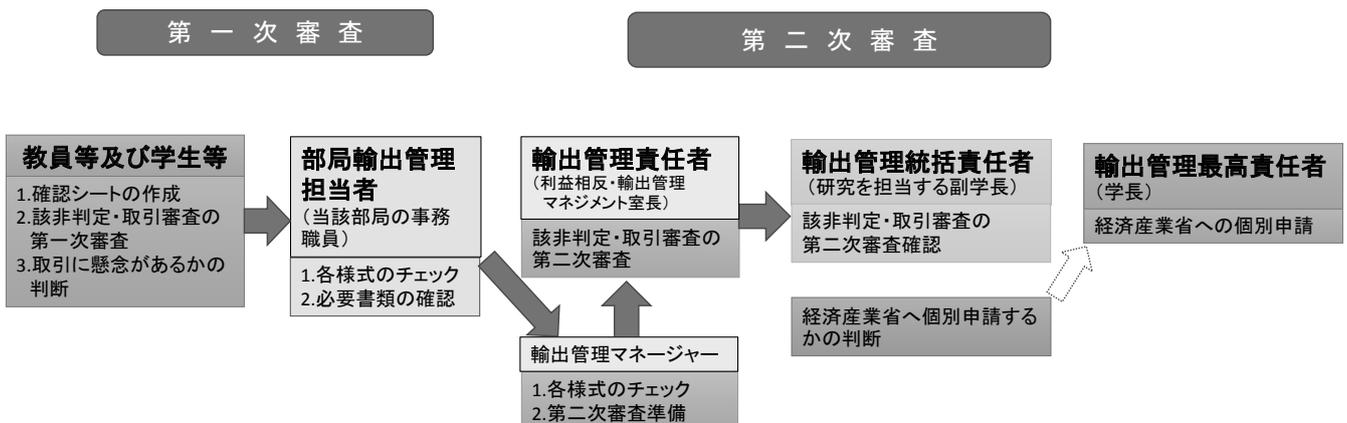
1. 安全保障輸出管理体制の概要

大量破壊兵器等が国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐことは、国際的な課題となっている。日本においては、大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造等に関連する資機材や関連汎用品の輸出及びこれらの関連技術の非居住者への提供等について、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、必要最小限の管理が実施されている。

外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法等の規制は、核不拡散条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約等の条約に基づくものと、欧米先進諸国等が中心となって参加する国際的な輸出管理に関する合意（国際輸出管理レジーム）等に基づくものがある。

技術の提供又は貨物の輸出を行う場合は、教員等は事前に確認シートを部局輸出管理担当者に提出して第一次審査を行う。取引に懸念がある場合は確認シートに加え輸出管理チェックシート等が、部局より利益相反・輸出管理マネジメント室に提出される。

審査は、第一次審査を経て、利益相反・輸出管理マネジメント室及び輸出管理統括責任者の行う第二次審査により、最終的に確定するものとする。その結果、経済産業大臣の許可を必要とすると判断される場合は、学長が輸出管理最高責任者として、個別許可申請等必要な手続をとる。



図Ⅲ-1 筑波大学における輸出管理審査の流れ（平成 27 年 5 月 1 日～）

2. 広報・普及活動

(1) 解説書『安全保障輸出管理ガイドブック』の作成・配布

平成 27 年度に輸出管理に関する規則及び手順書が改定されることに伴い、新しい輸出管理手続の詳細について全学の教員及び事務職員等に広く周知するため、ガイドブックを 3,000 部作成し、規則改正後に配布した。



(2) 安全保障輸出管理説明会等の開催

ア. エリアコモンズ育成研修プログラム

- ・日時：平成 27 年 4 月 28 日（火）10：00～11：00
- ・場所：スチューデントプラザ 1A203（参加者：40 名）
- ・演題：安全保障輸出管理と本学輸出管理のしくみの基本
- ・対象：エリアコモンズメンバー
- ・内容：筑波大学における輸出管理の必要性・輸出管理の体制、手続きについて

イ. 第 1 回部局輸出管理担当者向説明会

- ・日時：平成 27 年 5 月 29 日（金）10：00～11：40
- ・場所：総合研究棟 A 棟 110 公開講義室（参加者 60 名）
- ・演題：本学輸出管理の新しいしくみ
- ・対象：部局輸出管理担当者及び関係者
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

ウ. 第 1 回生命環境系説明会

- ・日時：平成 27 年 7 月 8 日（水）10:00～11:20
- ・場所：2H 棟 101 講義室（参加者：250 名）
- ・演題：本学輸出管理の新しいしくみ フローと提出資料
- ・対象：生命環境系教員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

エ. 第2回部局輸出管理担当者向説明会

- ・日時：平成27年7月24日（金）10:00～11:30、13:15～14:45
- ・場所：生物農林学系棟A棟1階A106会議室（参加者：午前47名、午後41名）
- ・演題：（午前）海外出張、技術の提供等フローと手続き
（午後）留学生・外国人等受入フローと手続き
- ・対象：部局輸出管理担当者及び関係者
- ・内容：（午前）海外出張、技術の提供等フローと手続き
（午後）留学生・外国人等受入フローと手続き

オ. 第2回生命環境系説明会

- ・日時：平成27年8月3日（月）10:00～11:10
- ・場所：2H棟201講義室（参加者：60名）
- ・演題：本学輸出管理の新しいしくみ フローと提出資料
- ・対象：生命環境系教員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

カ. システム情報系説明会（情報工学域）

- ・日時：平成27年11月11日（水）15:30～16:00
- ・場所：3B棟409マルチメディアセミナー室（参加者：53名）
- ・演題：本学輸出管理の新しいしくみ フローと提出資料
- ・対象：情報工学域所属教員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

キ. システム情報系説明会（知能機能工学域）

- ・日時：平成27年11月17日（火）10:00～10:30
- ・場所：3L棟3階307会議室（参加者：44名）
- ・演題：本学輸出管理の新しいしくみ フローと提出資料
- ・対象：知能機能工学域所属教員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

ク. システム情報系説明会（構造エネルギー工学域）

- ・日時：平成27年11月20日（金）10:00～10:30
- ・場所：3E棟3階301会議室（参加者：22名）
- ・演題：本学輸出管理の新しいしくみ フローと提出資料
- ・対象：構造エネルギー工学域所属教員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

ケ. システム情報系説明会（リスク工学専攻）

- ・日時：平成27年12月2日（水）15:00～15:30
- ・場所：総合研究棟B棟12階1201会議室（参加者：14名）
- ・演題：本学輸出管理の新しいしくみ フローと提出資料

- ・対象：リスク工学専攻所属教員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

コ. システム情報系説明会（社会工学域）

- ・日時：平成 27 年 12 月 9 日（水）13:40～14:10
- ・場所：3B 棟 2 階 210 会議室（参加者：44 名）
- ・演題：本学輸出管理の新しいしくみ フローと提出資料
- ・対象：社会工学域所属教員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

サ. 医学医療系説明会

- ・日時：平成 28 年 2 月 9 日（火）17:00～17:30
- ・場所：医学臨床講義室 A（参加者：90 名）
- ・演題：本学輸出管理の新しいしくみ フローと提出資料
- ・対象：医学医療系教員、事務職員、技術職員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

（3）教員会議等における新しい安全保障輸出管理体制の説明

ア. 芸術系教員会議

- ・日時：平成 27 年 5 月 20 日（水）13:30～14:00
- ・場所：5C 棟 105 会議室（参加者：45 名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：芸術系教員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

イ. 図書館情報メディア系教員会議

- ・日時：平成 27 年 5 月 27 日（水）13:45～14:15
- ・場所：メディアホール（参加者：30 名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：図書館情報メディア系教員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

ウ. 医学医療系運営会議

- ・日時：平成 27 年 5 月 27 日（水）14:30～15:00
- ・場所：医学系学系棟 483（参加者：18 名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：医学医療系運営会議委員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

エ. 人間系

- ・日時：平成 27 年 5 月 27 日（水）16:00～16:30

- ・場所：2B208,209（参加者：100名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：関係教職員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

オ．人文社会科学部研究科運営委員会

- ・日時：平成27年6月3日（水）15:00～15:30
- ・場所：1C203（参加者：35名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：人文社会科学部研究科運営委員会委員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

カ．システム情報系運営委員会

- ・日時：平成27年6月10日（水）10:15～10:45
- ・場所：3B409（参加者：25名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：関係教職員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

キ．生命環境系・生命環境科学研究科運営委員会

- ・日時：平成27年6月10日（水）13:30～14:00
- ・場所：総合研究棟 A107（参加者：35名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：生命環境系・生命環境科学研究科運営委員会委員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

ク．数理物質系運営委員会

- ・日時：平成27年6月12日（金）11:30～12:00
- ・場所：総合研究棟 B204（参加者：45名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：数理物質系運営委員会委員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

ケ．体育系教員会議

- ・日時：平成27年6月17日（水）14:00～14:30
- ・場所：5C108（参加者：140名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：体育系教員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

コ．プラズマ研究センター

- ・日時：平成27年6月22日（月）11:00～11:30

- ・場所：3階会議室（参加者：17名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：関係教職員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

サ. 計算科学研究センター

- ・日時：平成27年6月23日（火）17:00～17:30
- ・場所：ワークショップ室（参加者：70名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：関係教職員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

シ. 数理解物質系電子・物理工学専攻

- ・日時：平成27年6月24日（水）16:40～17:10
- ・場所：3F600（参加者：20名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：電子・物理工学専攻教員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

ス. 北アフリカ研究センター

- ・日時：平成27年6月25日（木）16:00～16:30
- ・場所：共同研究棟A棟3階会議室（参加者：27名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：関係教職員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

セ. 附属学校教育局教育審議会

- ・日時：平成27年6月26日（金）15:50～16:20
- ・場所：3階337会議室（参加者：50名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：附属学校教育局教育審議会委員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

ソ. ビジネスサイエンス系運営委員会

- ・日時：平成27年6月26日（金）17:30～18:00
- ・場所：4階432会議室（参加者：30名）
- ・演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・対象：ビジネスサイエンス系運営委員会委員
- ・内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

タ. 生命領域学際研究センター

- ・日時：平成27年7月10日（金）13:30～14:00

- ・ 場所：A 棟 2 階会議室（参加者：30 名）
- ・ 演題：安全保障輸出管理と筑波大学における対応について
- ・ 対象：関係教職員
- ・ 内容：筑波大学における新しい輸出管理の体制、手続きについて

（４）説明会資料

上記説明会のうち、（２）の「サ. 医学医療系説明会（平成 28 年 2 月 9 日）」で配付した資料を掲載する。

医学・医療 教員向け

2016.2.09

筑波大学における
輸出管理の新しい手続き



利益相反・輸出管理マネジメント室
輸出管理マネージャー 駒形和行



わが国の輸出管理制度の仕組み

経産省安全保障貿易説明会資料より

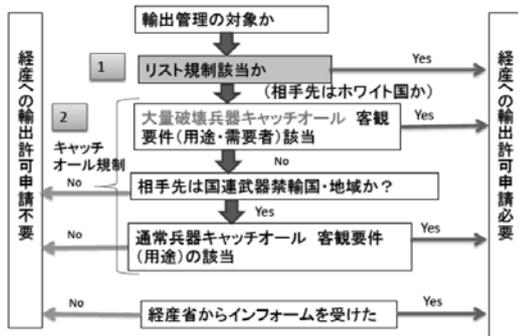
リスト規制	該非判定	キャッチオール規制	取引審査
政令で定める品目 武器、爆発性物品（爆発物、引火性物品、化学兵器関連品目、ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等）	大量破壊兵器向け汎用品（平成14年4月～） リスト規制品目以外の全品目 （食品、木材等を除く。）	通常兵器向け汎用品（平成20年11月～） リスト規制品目以外の全品目 （食品、木材等を除く。）	リスト規制品目以外の全品目 （食品、木材等を除く。）
対象地域 全地域	ホワイト国を除く全地域【注1】	国連武器禁輸国【注2】	ホワイト国・国連武器禁輸国を除く全ての国【注3】
と許す 必要な 要件	大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経済産業大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者の信頼性等への関与	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経済産業大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経済産業大臣からの通知

【注1】ホワイト国：全国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国。【計27カ国】アルゼンチン、フランス、ニュージーランド、オーストラリア、ドイツ、ノルウェー、オーストリア、ギリシャ、ポーランド、ベルギー、ハンガリー、ポルトガル、ブルガリア、アイルランド、スペイン、カナダ、イタリア、スウェーデン、チェコ、韓国、スイス、デンマーク、ルクセンブルク、イギリス、フィンランド、オランダ、アメリカ

【注2】国連武器禁輸国：国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止等されている国。【計1カ国】アフガニスタン、中央アジア、北朝鮮、北朝鮮、コンゴ民主共和国、シリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

【注3】ホワイト国・国連武器禁輸国を除く全ての国：上記2項以外の全ての国（ロシア、インドネシア、中国、ロシア、トルコ、イスラエル、シンガポール等）

わが国の輸出管理の基本的流れ



大学における輸出管理の対象について



技術提供/輸出の機会の例示	本学で実際にあった具体例
留学生、外国人研究者の受入	・外国ユーザー所属の外国人研究員を受入れる。
海外の企業、大学との共同研究	・本学のスーパーコンピュータを使用する。
研究サンプル、装置などの携行、輸出 海外出張	・スーパーコンピュータ部品を海外出張時に携行する。 ・携帯型3次元加速度計を海外出張時に携行する。 ・通関調査のため3次元レーザースキャナーを現地へ輸出する。
学内施設見学受入	・外国ユーザー所属の研究員に遠征子組み換え関係の研究施設を見学させる。
電子メールによる海外への送付 海外宅急便での送付	・技術文書を電子メール、海外宅急便等で送付した。

医学・医療関係 輸出管理 案件(2012~2015)

貨物・サンプル

日付	所属(担当教員)	サンプル・貨物名	該当判定	出荷先・輸出先(国・組織)	外国ユーザリスト	取引審査
2012.11	保健医療	アクティオワッチ(購入品)	非該当	台湾	非該当	発行
2013.04~05	細胞生物学	小型遠心分離機2台を含む化学機器15点(100点)	非該当	グatemala ハノイ テクノ パーク	非該当	輸出
2015.07	体育スポーツ医学	顕微鏡(購入品)	非該当	ロシア	非該当	発行
2015.12	保健医療学	活動量計	非該当	フォス	非該当	2016.2 発行予定
2016.02		ホウ素10	該当	ロシア	非該当	発行 個別申請承認中

留学生・研究生

日付	所属(担当教員)	留学生・研究生	研究内容	該当判定	外国ユーザリスト	取引
2012.04	陽子線センター	パキスタン	陽子線治療に係る計測技術の習得	非該当	非該当	受入
2013.12	動物資源センター	シリア	マウスの解析	非該当	該当	受入

本学 該当貨物及び技術の例

該当貨物

- ・ 微振動計 (芸術系)
⇒個別許可申請後 輸出(107点)
- ・ スパコン(HA-PACS,COMA)
(計算科学研究センター)
- ・ 無人ヘリコプター(システム情報系)
- ・ 水中音響通信技術実験設備
(システム情報系)
- ・ ダイヤモンド結晶 (図情)
- ・ Xバンド レーダー(システム情報系)
- ・ 芳香族ポリイミド(生命環境系)
- ・ FPGA (計算科学研究センター、シス情)
- ・ 重力計(研究基盤総合センター 低温部門)
- ・ ホウ素10 (医学・医療)⇒個別許可申請
準備中

該当技術

- ・ 超電動デバイス技術(数理工学系)
- ・ ジャイロトロン(電子管 31.8GHzを超えるもの)の設計・製造・技術(プラズマ研究センター)
- ・ 暗号技術(システム情報系)
- ・ 侵入プログラムの研究(システム情報系)

リスト規制該当になるかを検討した貨物・技術



スーパーコンピュータ



ロケット用エンジン



ロボット



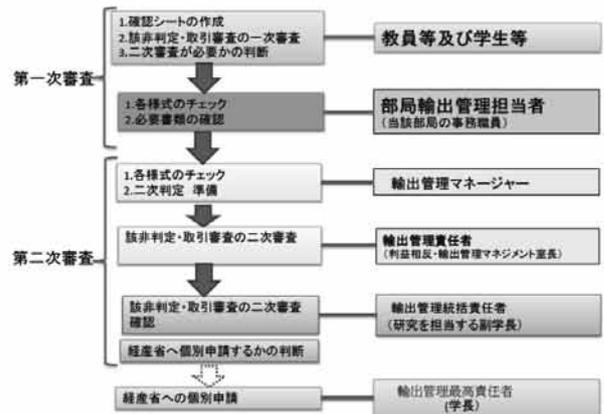
さび病菌

- ・ 微振動計
- ・ 炭素繊維
- ・ 地中レーダー探査機
- ・ 圧電加速度計
- ・ 脳波計

従来の課題と実施した対策

課題	対策項目	対策詳細
大学全体を少人数で管理することの限界	一次審査の明確化	① 教員の一次審査の責任の明確化 ② 部局輸出管理担当者の設置
輸出管理関係の申請の煩雑さ	ガイドブック、手順書等の作成 教員等からの提出書類の見直し	③ 手続きフローの更新 ④ ガイドブックの新規作成 ⑤ 手順書の作成 ⑥ 確認シート、該当判定書、取引審査票のフォーマット全面修正
組織体制が不明確	実務責任者(輸出管理責任者)の統一	⑦ グローバル・コミュニケーションズ課長、利益相反・輸出管理マネジメント室長の二頭体制から利益相反・輸出管理マネジメント室長に一元化
海外出張時等の貨物の申請漏れ	海外出張手続きの変更	⑧ FAIR入力時の注意喚起

本学輸出管理の流れと体制



輸出管理の必要な状況と流れ



提出書類の一覧

	概要・目的	記載内容	提出のタイミング
確認シート	輸出管理の懸念があるかどうかの確認	提供する貨物・技術の該当判定結果 相手先の基本情報	輸出管理に関係しそうな業務があったらすぐに
該当判定書	該当判定詳細	・貨物・技術の該当判定 ・留学生・外国人研究者の予定研究の該当判定 ・上記の根拠資料	確認シートで該当が取引の相手・用途に懸念があると判明したとき (但し確認シートで非該当でホワイト国提供のときは不要)
輸出管理チェックシート	用途、相手先の懸念確認	貨物・技術・予定研究と大量破壊兵器、通常兵器との関係確認	上欄と同じ
取引審査票	チェックシートのまとめ 取引内容の詳細	・取引に関連する契約の有無 ・物流 ・懸念度の総合的最終判断	上欄と同じ

外国ユーザーリスト 2016年1月22日改正

- 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかの場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

注)外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！

No.	国名、国名略称 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	掲載種別 Type of Entity
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	重要 Taliban Islamic Salvation Front The Group for the Preservation of the Holy Sites The Islamic Army for the Liberation of Holy Places The World Islamic Front for the Liberation of Holy Places Against Jews and Crusaders Shams Bin Laden Network Shams Bin Laden Organization		軍事 軍事

国別の掲載企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	4
イスラエル	2
インド	4
北朝鮮	124
シリア	18
台湾	1
中国	44
パキスタン	34
香港	2
合計	457

401	中国 People's Republic of China	Motor Star (P&I) Ltd		化学、電機 機械
41	香港 Hong Kong	Leader (Hong Kong) International Leader International Trading Limited	Leader (Hong Kong) International Trading Limited Leader International Trading Limited	電気、化学、医薬品 貿易
41	香港 Hong Kong	Relay Technology Limited		電気、機械

21

外国ユーザーリスト(2016年1月改訂)

外国ユーザーリスト掲載の外国大学の例

- イスラエル
 - Ben-Gurion University (of the Negev)
 - シリア
 - Damascus University
 - University of Aleppo
 - 中国
 - Beijing University of Aeronautics and Astronautics (BAAA) (北京航空航天大学)
 - Northwestern Polytechnical University (西北工業大学)
 - Harbin Institute of Technology (HIT) (哈爾濱工業大学)
 - National University of Defense of Technology (国防科学技術大学)
- イラン
 - Amir Kabir University of Technology
 - Baghyatollah Medical Science University (BMSU)
 - Imam Hossein University (IHU)
 - Iran University of Science and Technology
 - Isfahan University of Technology (IUT)
 - Islamic Azad University (IAU)
 - Khaje Nassir-Al-Deen Toosi (K N Toosi) University
 - Malek Ashtar University
 - Shiraz University
 - Tarbiat Modares University
 - University of Tehran
 - Isfahan

※ リストには研究所も、多数掲載されています。

22

参考 リスト規制一覧①

品名	品名	品名	品名	品名	品名
1 武器類	121 射撃銃	122 拳銃	123 短銃	124 銃剣	125 銃剣
2 弾薬	201 銃弾	202 銃弾	203 銃弾	204 銃弾	205 銃弾
3 化学兵器	301 化学兵器	302 化学兵器	303 化学兵器	304 化学兵器	305 化学兵器
4 生物兵器	401 生物兵器	402 生物兵器	403 生物兵器	404 生物兵器	405 生物兵器
5 先端材料	501 先端材料	502 先端材料	503 先端材料	504 先端材料	505 先端材料

経産省安全保障委員説明会資料より

25

参考 リスト規制一覧②

品名	品名	品名	品名	品名	品名
6 材料加工	601 材料加工	602 材料加工	603 材料加工	604 材料加工	605 材料加工
7 エレクトロニクス	701 エレクトロニクス	702 エレクトロニクス	703 エレクトロニクス	704 エレクトロニクス	705 エレクトロニクス
8 電子計算機	801 電子計算機	802 電子計算機	803 電子計算機	804 電子計算機	805 電子計算機
9 通信	901 通信	902 通信	903 通信	904 通信	905 通信
10 センサー等	1001 センサー等	1002 センサー等	1003 センサー等	1004 センサー等	1005 センサー等
11 航海装置	1101 航海装置	1102 航海装置	1103 航海装置	1104 航海装置	1105 航海装置
12 海洋関連	1201 海洋関連	1202 海洋関連	1203 海洋関連	1204 海洋関連	1205 海洋関連
13 推進装置	1301 推進装置	1302 推進装置	1303 推進装置	1304 推進装置	1305 推進装置

*1 品名は注記等により2016年10月改訂あり

26

(5) ホームページによる情報提供の実施

「利益相反・輸出管理マネジメント室」のホームページの「安全保障輸出管理」のメンテナンスを行い、最新の情報を提供した。具体的には次のとおり。

- ①法令改正 (平成 27 年 10 月 1 日更新)
- ②外国ユーザーリスト更新 (平成 28 年 1 月 22 日及び 3 月 29 日)
- ③各説明会：説明資料及び質疑応答
- ④e-learning



概要

利益相反マネジメント

安全保障輸出管理

安全保障輸出管理

HOME > 安全保障輸出管理

安全保障輸出管理

安全保障輸出管理

Security export control

Link

International Innovation Interface **I3** 筑波大学 国際産学連携本部



輸出管理様式一覧

海外出張へ行く	サンプル・装置等を海外へ発送する	国内の学会等での発表、非居住者等への技術情報をメール等で発信する	留学生・研究者、訪問・見学者等の受入
海外出張様式 ×	海外への発送様式 ×	技術提供様式 ×	受入・訪問様式 ×
Overseas Research Trip/Goods Export/Technology Transfer [previous edition] ×			Acceptance of International students, etc [previous edition] ×
「貨物・技術一体化マトリックス表」と「外国ユーザーリスト」を確認するとき		検索用ファイル (MET)Matrix & Enduserlist ×	
各様式を記入するときご参照ください		記入例 (様式全館) ×	

※輸出管理様式の英語版については準備中のため、これまでの様式をご利用ください。

様式の提出先：部局輸出管理担当者（平成28年4月19日更新） （学内専用）

3. 調査

部局輸出管理担当者に室長名で新制度における輸出管理について、平成 27 年 6 月から平成 28 年 3 月までの実績報告の調査を平成 28 年 3 月 25 日依頼した。

4. 規則等の改正

国立大学法人筑波大学安全保障輸出管理規則、国立大学法人筑波大学利益相反規則及び利益相反・輸出管理マネジメント室規程の改正を行い、平成 27 年 5 月 1 日施行とした。

(1) 趣旨

平成 26 年 4 月 1 日に、本学の利益相反及び安全保障輸出管理体制を構築することを目的として、利益相反・輸出管理マネジメント室（以下「マネジメント室」という。）が設置された。しかしながら、従来の規則における安全保障輸出管理体制（以下「輸出管理体制」という。）は、マネジメント室とグローバル・コモンズ機構の二つの部局に分担されており、本学の輸出管理に関する責任体制が明確にされていなかった。このことから、マネジメント室を本学の利益相反及び輸出管理の統括部局として一元化し、輸出管理体制を明確にするため関係規則等の改正及び廃止を行うものである。

(2) 改正及び廃止を行う規則等

ア. 全部改正

- ・国立大学法人筑波大学安全保障輸出管理規則（平成 22 年 9 月 22 日法人規則第 44 号）

イ. 一部改正

- ・国立大学法人筑波大学利益相反規則（平成 17 年法人規則第 50 号）
- ・利益相反・輸出管理マネジメント室規程（平成 26 年 3 月 27 日法人規程第 47 号）

ウ. 廃止

- ・国立大学法人筑波大学安全輸出管理規程（平成 22 年 9 月 22 日法人規程第 43 号）
- ・国立大学法人筑波大学利益相反細則（平成 19 年法人細則第 2 号）

(3) 主たる改正点

○安全保障輸出管理規則の全部改正（大きな改正は、第 8 条、第 9 条関係の組織改編）

・第 3 条：「部局」の定義：第 10 条に「部局輸出管理担当者」を置くために、選出母体となる部局の範囲を網羅的なものにした。

・第 8 条（旧第 7 条）：

①従来、輸出管理の実務責任者（「輸出管理責任者」）が「利益相反・輸出管理マネジメント室長」と「グローバル・コモンズ機構（GC）課長」という二頭体制になっているところ、決裁ラインを 1 本化することにより、責任を明確化し、漏れのない体制にあらためた。

②部局による 1 次審査によるフィルタリングとマネジメント室による 2 次審査という手続を簡易化しつつ明確なものとした。部局には、部局輸出管理担当者を置き、教員や学生の第 1 次審査に協力するという任務を明確にした。

○利益相反・輸出管理マネジメント室規程の一部改正

IV. 研究・教育活動

1. 主要な研究活動

(1) 大学の利益相反マネジメント運用基準策定及び教職員研修の資料作成に関する調査研究（科学研究費補助金基盤研究（C）（一般）（H27～H29）／新谷准教授ほか）

利益相反マネジメントの問題点の一つとして、大学に利益相反の専門家が存在せずノウハウもないため運用に自信が持てないこと、換言すれば、運用する上での参考となる指針等の資料が存在しないことが過去の調査結果によって判明している。利益相反マネジメントにおいては、利益相反状況をすべて排除すればよいということではないため、利益相反状況をどこまで容認できるかという意識的な基準作りが求められることになる。このため、平成27年度は、具体的な利益相反状況の仮想事例を作成し、それらに関する対応案の選択肢を用意して、主要な国公立大学の教員、国立大学の経営協議会の外部委員、公立大学の経営審議会の外部委員、私立大学の外部理事の合計1,000名のアンケート調査（意識調査）を実施した。調査の結果、臨床研究は寄附金との関係でいえば利害関係の情報開示を徹底させることが支持され、また、研究計画の中止または研究代表者の交代の判断をするべき基準についての意識などが判明した。さらに、大学発ベンチャーについては、収入や時間等について一定の条件を課した上で教員の代表就任を認め、また、共同研究や製品購入も利害関係をなるべく排除した上で契約締結を可とする意見が多く支持されていることがわかった。具体的な条件に関する意識についても、今回の調査で判明し、整理することができた。

調査結果は報告書にまとめ、平成28年1月に刊行した。報告書はアンケート調査協力者のうちの希望者のほか、産学連携を行っている大学等に配布した。利益相反・輸出管理マネジメント室のホームページ及びつくりばりポジトリにも掲載している。また、論文を作成し、平成28年4月に学術誌に掲載された。平成28年6月には学会発表を行う予定である。

(2) 独立行政法人研究所等における利益相反マネジメントの現状に関する実証的研究（新谷准教授ほか）

文部科学省においては毎年大学・大学共同利用機関・短大・高専における利益相反マネジメント状況について調査を行い、また、筑波大学においても大学や学協会における利益相反マネジメントの実態調査を実施し、調査結果を発表してきたが、独立行政法人における利益相反マネジメントの実態は明らかになっていない。

このため、研究所又は機構であって組織に研究所を含む独立行政法人39か所を対象に利益相反マネジメントの実状に関するアンケート調査を実施した。この結果、独立行政法人と大学とを比較すると、個人としての利益相反ポリシー等の制定については、制定している大学は75%であるのに対し、独立行政法人は53%であり、大学の制定割合を下回るなど、独立行政法人の整備の立ち遅れが示される結果となった。

利益相反問題については、法令で定められた兼業等の規定で対処しているので十分であると認識している法人も多いと考えられる。また、法令で公開を要請されている関連規則・規程等以外は非公開としている法人が多く、利益相反問題のルールについて不明な点も多々残った。

利益相反マネジメントでは、透明性の確保ということが重要であり、独立行政法人においても全般的なポリシー等の公開や産官連携による企業からの具体的な資金の流れの開示などについて積極的に取り組む必要性が求められるなど、問題点が明らかになった。

この調査結果は報告書にまとめて刊行した（平成 27 年 3 月）。その後、学会誌に研究ノートを発表し（平成 27 年 4 月）、学会発表も行った（平成 27 年 6 月）。

（3）著作権の保護期間はどうか—TPP 交渉を契機に考える—（新谷准教授ほか）

著作権保護期間の 20 年延長問題については、日本では主に国際的な制度の協調の視点から議論が行われてきた。しかし、著作権問題を考える創作者団体協議会などからの延長要求にもかかわらず、反対論が優勢で約 10 年にもわたって変更されることはなかった。今般、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉でにわかに著作権保護期間の延長が焦点となったことを契機として、その問題点について再考した。そもそも著作権は独占権を与えることでインセンティブを付与する一方、保護期間を限定することで、究極的には文化の発展という公益を増進させるということが目的である。この意味で保護期間は著作権を成立させる根本的な要素であり、慎重な検討が必要である。米国の裁判では、保護期間延長が表現の自由に対する制約の強化につながることも指摘された。著作権保護期間に関する本質的な問題と現代社会への影響を考え合わせ、安易に著作権保護の延長を実施することの問題点を明らかにするなど論考を取りまとめ、学術誌に掲載した（平成 27 年 8 月）。

（4）産学連携学会「テキスト産学連携学入門」改訂版作成協力（新谷准教授）

産学連携学会が平成 19 年に刊行したテキストの改訂版発行のため、執筆の協力をした。分担部分は「産学連携を促進する法制度の整備」と「利益相反—一般的利益相反」である。前者は 1990 年代半ば以降の産学連携を促進する法制度等に関する内容であり、後者は産学連携において問題となる利益相反について事例を交えて解説したものである。平成 28 年 3 月に刊行され、前者は同テキストの上巻に、後者は下巻に収められた。

2. 教育活動

(1) 学内

ア. 授業：総合科目 A「知的財産のしくみ（特許編）」（新谷准教授）

(2) 学外

ア. 文部科学省科学技術人材育成費補助事業「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」『地域特性を活用した「多能工型」研究支援人材養成拠点』（実施機関：茨城大学、宇都宮大学、群馬大学）において、「大学における利益相反」に関する講義・グループ討議・試験の実施、平成 27 年 4 月 8 日（港区（航空会館））（新谷准教授）

3. 論文・著作等

(1) 査読付き論文等

- ア. 著作権の保護期間はどうかーTPP 交渉を契機に考えるー、新谷、菊本、知財管理、Vol.65, No.8、pp. 1013-1023 (2015) (論文)
- イ. 独立行政法人研究所等における利益相反マネジメントの現状に関する一考察、新谷、菊本、文理シナジー、第 19 巻第 1 号、pp.67-68 (2015) (研究ノート)

(2) 著作

- ア. コンプライアンス (三) 利益相反ー一般的利益相反、新谷、テキスト産学連携学入門 下巻 改訂版、産学連携学会、pp.102-108 (2016)
- イ. 産学連携を促進する法制度の整備、新谷、テキスト産学連携学入門 上巻 改訂版、産学連携学会、pp.33-38 (2016)
- ウ. 大学における利益相反マネジメントの運用基準等に関する調査研究ー、新谷、菊本、全 135 頁 (2016)
- エ. 知っておきたい利益相反の意味と広がり、新谷、化学、化学同人、Vol.70, No.9、p.11 (2015)
- オ. 独立行政法人研究所等における利益相反マネジメントの現況に関する一考察、新谷、菊本、産学連携学会第 13 回大会 講演予稿集、pp.42-43 (2015)

COISEC の研究活動の詳細はこちら→<http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/research/>

4. 発表・講演等

(1) 招待講演等

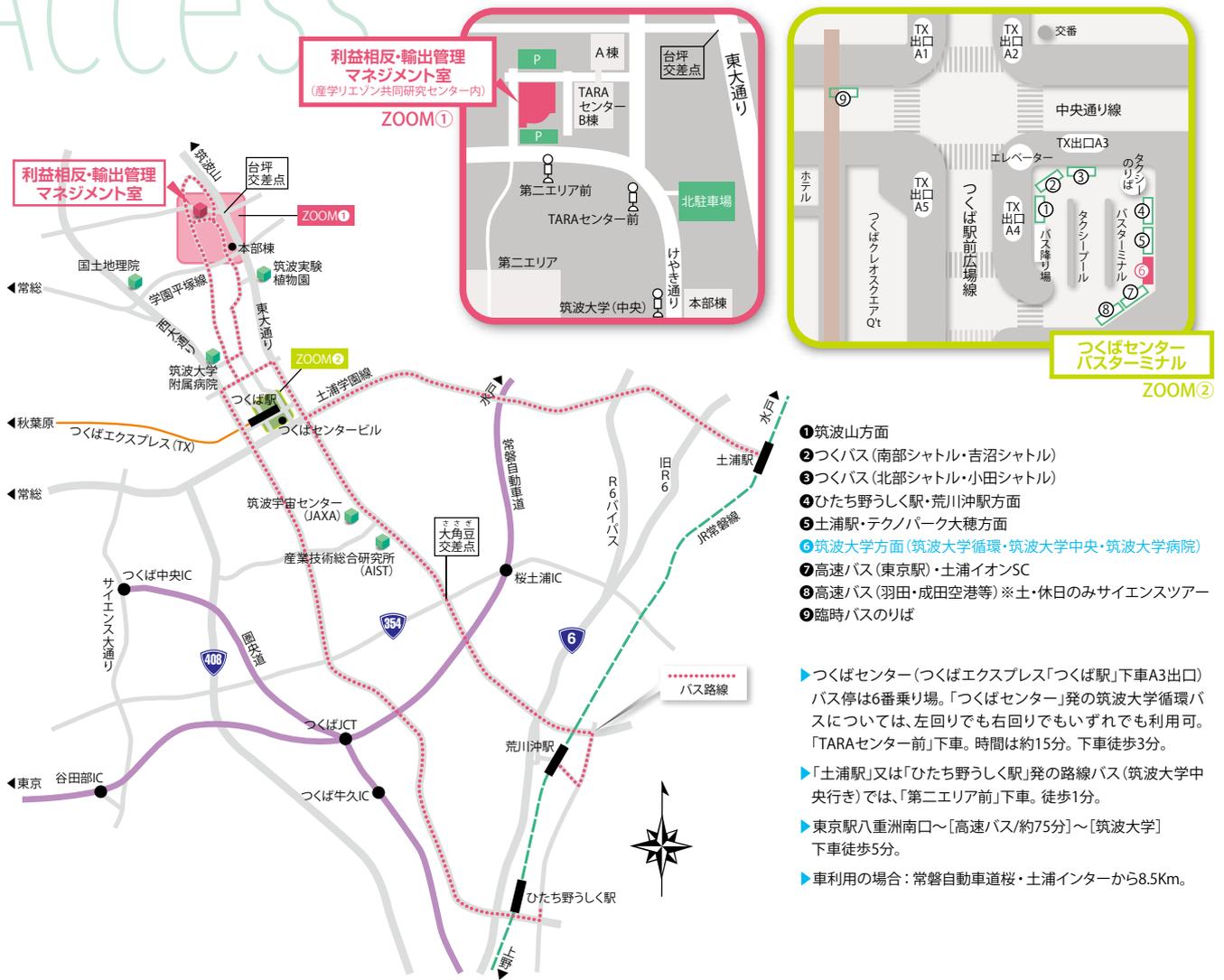
- ア. 大学における利益相反マネジメント、新谷、長崎県立大学利益相反セミナー、2016年3月10日（西彼杵郡）
- イ. 大学における利益相反とマネジメント、新谷、東海 iNET 研修会 利益相反セミナー、2016年2月2日（浜松市（静岡大学））
- ウ. 大学（組織）としての利益相反について、新谷、高エネルギー加速器研究機構第8回利益相反マネジメント委員会、2015年12月15日（つくば市）
- エ. 大学における利益相反マネジメント、新谷、茨城キリスト教大学 2015年度第2回研究倫理に係る講習会、2015年10月27日（日立市）
- オ. 医学研究と利益相反、新谷、日本医科大学平成27年度公的研究費の執行に関する説明会、2015年7月3日（文京区）

(2) 学会発表

- ア. 独立行政法人研究所等に おける利益相反マネジメント の現況に関する一考察、新谷、菊本、産学連携学会 第13回大会、2015年6月25日（北見市）

発行日 平成 28 年 6 月
発行者 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室長
岡上雅美
編集 新谷由紀子
連絡先 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室
〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1
TEL 029-853-2877
FAX 029-853-5816
E-mail coisec@ilc.tsukuba.ac.jp
URL <http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/>

Access



- ① 筑波山方面
- ② つくバス (南部シャトル・吉沼シャトル)
- ③ つくバス (北部シャトル・小田シャトル)
- ④ ひたち野うしく駅・荒川沖駅方面
- ⑤ 土浦駅・テクノパーク大穂方面
- ⑥ 筑波大学方面 (筑波大学循環・筑波大学中央・筑波大学病院)
- ⑦ 高速バス (東京駅)・土浦イオンSC
- ⑧ 高速バス (羽田・成田空港等) ※土・休日のみサイエンスツアー
- ⑨ 臨時バスのりば

- ▶ つくばセンター (つくばエクスプレス「つくば駅」下車A3出口) バス停は6番乗り場。「つくばセンター」発の筑波大学循環バスについては、左回りでも右回りでもいづれでも利用可。「TARAセンター前」下車。時間は約15分。下車徒歩3分。
- ▶ 「土浦駅」又は「ひたち野うしく駅」発の路線バス (筑波大学中央行き) では、「第二エリア前」下車。徒歩1分。
- ▶ 東京駅八重洲南口～[高速バス/約75分]～[筑波大学] 下車徒歩5分。
- ▶ 車利用の場合：常磐自動車道桜・土浦インターから8.5Km。